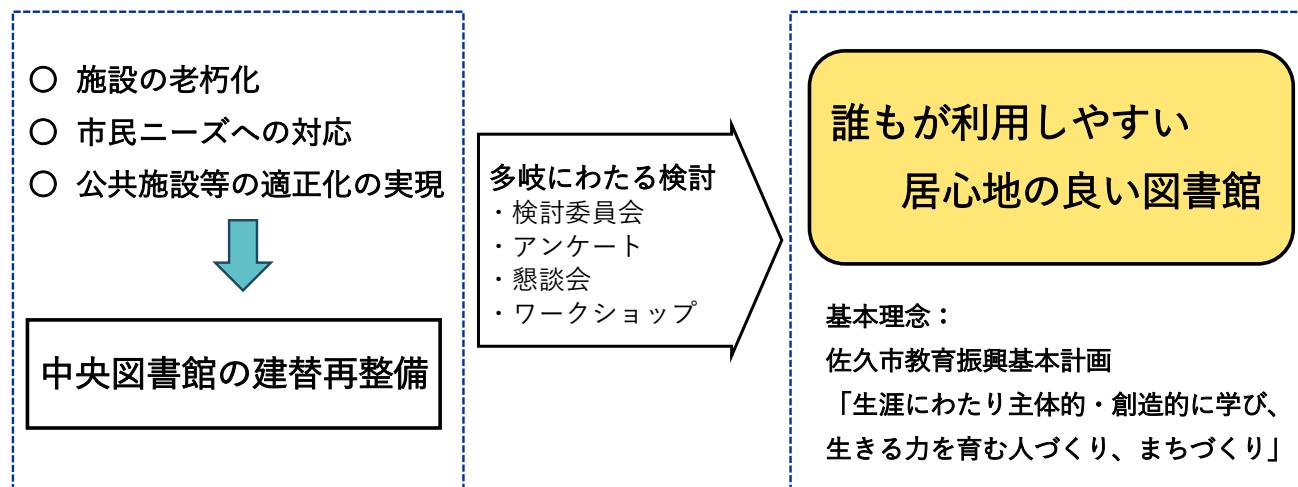


## 第1章 基本構想策定の背景と目的



## 第2章 佐久市立図書館を取り巻く状況の整理 3 課題の整理

課題	題	対応する 基本方針
(1) 全域サービス	・佐久市内各地域の実情の把握 ・来館に不自由な人のニーズの把握 ・中央図書館及び各館の役割、運営体制の整理	4
(2) 施設面における 課題	・市民からの「狭さ」や「暗さ」の指摘、場所についての要望 ・複合先施設との機能の調整	1・4
(3) 利用における 課題	・日常的に図書館を利用している人が少ない状況	1~6
(4) 資料整備・蔵書 における課題	・「図書・新聞・雑誌」の充実に対する市民の要望 ・ティーンズ（ヤングアダルト） <sup>1</sup> 向けの資料、視聴覚資料、多言語資料、マンガなど多様な種類の資料の収集	2・3・ 4・6
(5) サービス面に おける課題	・貸出やレファレンス <sup>2</sup> サービス以外の「データベースの利用」「視聴覚資料の利用」「職員への調べものの相談」などの各種サービスの利用	2・3・ 6
(6) 地域における 課題	・人口減少の克服 ・未来を切り拓く人材の育成 ・超高齢社会への対応 ・地域産業の持続的発展と人材確保 ・デジタル化の推進 ・安心・安全な暮らしの確保 ・機能集約型のまちづくりと地域間ネットワークの整備 ・持続可能な行財政経営	1~6

<sup>1</sup>ティーンズ（ヤングアダルト）：10代の少年少女をさす言葉。この世代は大人でも子どもでもない独自の行動様式や関心があることから、この世代に向けて図書館資料を整え、図書館サービスを行う例がある。図書館でのサービスをヤングアダルトサービスともいう。

<sup>2</sup>レファレンス：利用者からの調べ物に関する質問や問い合わせに答えること。

## 第3章 佐久市立図書館の基本方針

### ●メインコンセプト 「みつける そだてる ひろげる」

新図書館は、佐久市に住む一人ひとりが自分の図書館だと思えるような図書館です。

わたしたちは、さまざまな人や物、出来事にかこまれて生活しています。そして知りたいことは膨大です。知りたいことをしっかり知る、さらに新しい「次」を育む、そして世界を広げる。そのすべての場面に図書館が寄り添います。

新図書館は、市民とともにあゆみ、市民と協働で世界を創る図書館です。

### ● 6つの基本方針

#### 【基本方針1】

図書館は市民の憩いの場

～わたしの居場所、わたしたちの居場所～

《キーワード》ユニバーサルデザイン<sup>3</sup>、

公共空間でありひとりの居場所でもある

#### 【基本方針4】

図書館はともに育つ場

～だれもが等しく学びあえる、立場の違いを  
こえてつながる～

《キーワード》読書バリアフリー、全域サービス

#### 【基本方針2】

図書館は知へのとびら

～知りたいことがわかる、新しいことが  
みつかる～

《キーワード》情報サービス（レファレンス<sup>2</sup>  
・情報発信）、専門職員・図書館資料の充実

#### 【基本方針5】

図書館は出会いの広場

～新しい交流がはじまる、まちの文化が生まれる～  
《キーワード》共同研究、読書会、ボランティア  
活動、市民との協働

#### 【基本方針3】

図書館は生きる力を育む場

～自分のペースで学ぶ、自分で自分を育てる～

《キーワード》生涯学習の展開、子ども読書活  
動の推進、情報リテラシー<sup>4</sup>教育

#### 【基本方針6】

図書館は佐久市の情報のよりどころ

～佐久市の魅力に出会える、佐久市の魅力を  
発信する～

《キーワード》地域資料・行政資料の収集と利用、  
地域課題解決、平和学習、知識循環型社会の実現

## 第4章 新図書館の実現に向けて

### ● 今後の手順



### ● 今後の佐久市の対応

長野県との意見調整を踏まえた方向性

【施設の形態】・新図書館の複合先の一つとして佐久創造館を候補とする。

【建設場所】・佐久創造館閉館後の跡地を複合化した新図書館の有力な建設候補地とする。

【財源】・公共施設等適正管理推進事業債の活用を前提とする。

・公共施設等適正管理推進事業債延長の方針が示された時点（令和8年12月頃の見込み）で、最終判断を行う。

<sup>3</sup>ユニバーサルデザイン：個人の違いにかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できることを目指した建築などの設計（デザイン）のこと。

<sup>4</sup>情報リテラシー：情報機器の操作などに関する観点から定義する場合と、操作能力に加えて、情報を取り扱うまでの理解、更には情報及び情報手段を主体的に選択し、収集活用するための能力と意欲まで加えて定義する場合がある。（総務省 平成10年度版通信白書）